IΒ

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。

9 電灯需要

(1) 実質再エネBプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

9 電灯需要

(1) 実質再エネBプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小に該当し、かつ、(①)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

(2) 実質再エネ Cプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

IΒ

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され た日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

(2) 実質再エネ Cプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

新

(削除)

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力と の合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小に該当し、かつ、(①)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

(3) 実質再エネ Sプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

IΒ

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され た日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

(3) 実質再エネSプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

新

(削除)

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

新

(4) 実質再エネ E プラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること

- (II) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し, 夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (ハ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(こ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

(4) 実質再エネ E プラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し, 夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (II) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①に該当し、かつ、(小)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

IΒ

新

□∼ホ(省略)

(5) 実質再エネ Eプラン L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器 の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロ ボルトアンペア以上であること
- (八) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア 未満であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力と の合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(二)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本正義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

□∼ホ(省略)

(5) 実質再エネ Eプラン L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

IΒ 新 10 電力需要 10 電力需要 実質再エネ動力プラン 実質再エネ動力プラン (1) 適用範囲 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) イー お客さまが 1 年を通じて本定義書の適用を希望されること □ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること / 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10ア □ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10ア ンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合, 1キロボルトアンペアを ンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを 1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること 1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か つ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状况等から一般送配電 つ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状况等から一般送配電 事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、□に該当し、か 事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、か つ、八の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについて つ、□の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについて も適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変 も適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変 圧器等の供給設備を施設することがあります。 圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満 (削除) たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。 (2)~(5)(省略) (2)~(5)(省略)

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
7/4811	7/481
附則	Mpj Mpj
現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再エネ S プランを適用している場合の特別措置	現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再エネ S プランを適用している場合の特別措置
供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の	供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の
実質再エネSプランを適用している場合は、9(電灯需要)(3)イ(ロ)にかかわらず、特別措置とし	実質再エネSプランを適用している場合は、9(電灯需要)(3)イ(4)にかかわらず、特別措置とし
て実質再エネSプランを適用することがあります。この場合、9(電灯需要)(3)八を適用して算定さ	て実質再エネSプランを適用することがあります。この場合、9(電灯需要)(3)八を適用して算定さ
れた値が 1.5 キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアとし、その基本料	れた値が 1.5 キロボルトアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアとし、その基本料
金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。	金は、契約容量が1キロボルトアンペアの場合の基本料金の1.5倍といたします。

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとくエコプラン(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日 本定義書は、 <u>令和7年4月1日</u> から実施いたします。	2 実施期日 本定義書は、 <u>令和7年7月1日</u> から実施いたします。
8 電灯需要 (1) 食べとくエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (①) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること (八) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること	8 電灯需要 (1) 食べとくエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) (4) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること (①) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約預別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さ

また、本定義書に正める電気契が押却が適用を終すした日以降上年に満たない合きま、(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。) については、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

(2) 食べとくエコプランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(2) 食べとくエコプランC

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況

新

等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(川)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

(3) 食べとくエコプランS

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること

- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット 未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(3) 食べとくエコプランS

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。

旧

□~ホ(省略)

附則

現に契約容量5キロボルトアンペア以下の食べとくエコプランSを適用している場合の特別措置 供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の 食べとくエコプランSを適用している場合は、7 (電灯需要)(3)イ(ロ)にかかわらず、特別措置とし て食べとくエコプランSを適用することがあります。 ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小に該当し、かつ、(①)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□∼ホ(省略)

附則

現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の食べとくエコプラン S を適用している場合の特別措置 供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の 食べとくエコプラン S を適用している場合は、7 (電灯需要) (3)イ(イ)にかかわらず、特別措置とし て食べとくエコプラン S を適用することがあります。

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食べとくエコプラン(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

В	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日	2 実施期日
本定義書は、合和7年4月1日から実施いたします。	本定義書は、 <u>令和7年7月1日</u> から実施いたします。
9 電灯需要 (1) 実質再工ネ食べとくエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (1) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること (八) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること	9 電灯需要 (1) 実質再工ネ食べとくエコプラン B イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること (1) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さ

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお各ま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

(2) 実質再エネ食べとくエコプラン C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(2) 実質再エネ食べとくエコプラン C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況

新

等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(川)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約理別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)について

□~ホ(省略)

(3) 実質再エネ食べとくエコプランS

は、本定義書を適用いたしません。

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

- (3) 実質再エネ食べとくエコプランS
 - イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(川)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

旧

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客ま、(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。) については、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

附則

現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再エネ食べとくエコプラン S を適用している場合の特別措置

供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の 実質再工ネ食べとくエコプランSを適用している場合は、9 (電灯需要)(3)イ(①)に関わらず、特別措置として実質再工ネ食べとくエコプランSを適用することがあります。 ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(①)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□∼ホ(省略)

附則

現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下の実質再工ネ食べとくエコプラン S を適用している場合の特別措置

供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下の 実質再工ネ食べとくエコプランSを適用している場合は、9(電灯需要)(3)イ(4)に関わらず、特別措置として実質再工ネ食べとくエコプランSを適用することがあります。

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日から実施いたします。

6 電灯需要

(1) エネワンハッピー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

旧

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□∼ホ(省略)

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

6 電灯需要

(1) エネワンハッピー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) エネワンバリュー

イ 適用範囲

□~ホ(省略)

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること

- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) エネワンバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) エネワンダフル

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること

- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□~ホ(省略)

(3) エネワンダフル

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(4)に該当し、かつ、(0)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年4月1日から実施いたします。

8 電灯需要

(1) 実質再エネハッピー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降 1 年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

8 電灯需要

(1) 実質再エネハッピー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。) が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

旧 新

(2) 実質再エネバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること

年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□~ホ(省略)

(2) 実質再エネバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(削除)

- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとくエコハッピー・バリュー・ワンダフル(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

IΒ	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日	2 実施期日
本定義書は、 <mark>令和 7 年 4 月 1 日</mark> から実施いたします。	本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。
7 電灯需要 (1) 食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (①) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること (八) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること	7 電灯需要 (1) 食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) (4) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること

新

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約理別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま、(世紀を1840年度によりまませ)

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

□~ホ(省略)

は、本定義書を適用いたしません。

(2) 食べとくエコバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(2) 食べとくエコバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。) が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況

新

等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。) について

□~ホ(省略)

は、本定義書を適用いたしません。

- (3) 食べとくエコワンダフル
 - イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(□)の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

- (3) 食べとくエコワンダフル
 - イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。) が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

IΒ	新
ただし,1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で,お客さまが希望さ	ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ
れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況	れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況
等から当該一般送配電事業者が,技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と	等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と
認めたときは, (0) に該当し,かつ, (1) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット	認めたときは, <u>(イ)</u> に該当し,かつ, <u>(ロ)</u> の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット
以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者	以上であるものについても適用することがあります。この場合, 当該一般送配電事業者
は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さ	(削除)
ま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含	
み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。) について	
は、本定義書を適用いたしません。	
□∼ホ(省略)	□∼ホ(省略)

IΒ	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)(こついては、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日 本定義書は、今和7年4月1日から実施いたします。 9 電灯需要 (1) 実質再エネ食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (1) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること (1) 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること	2 実施期日 本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。 9 電灯需要 (1) 実質再工ネ食べとくエコハッピー イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。) が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること (1) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況

等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と

認めたときは、(□)に該当し、かつ、(川)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(小)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

新

以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま、(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。) については、本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

(2) 実質再エネ食べとくエコバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。)が 30 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

(削除)

□~ホ(省略)

(2) 実質再エネ食べとくエコバリュー

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。) が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (II) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況 等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と 認めたときは、(□)に該当し、かつ、(川)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さ は、本定義書を適用いたしません。

は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□~ホ(省略)

- (3) 実質再エネ食べとくエコワンダフル
 - イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたしま す。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (1) 使用する最大電流(交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたし ます。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (川) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計(この場合,10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満 であること

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況 等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と 認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(□)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者 は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□∼ホ(省略)

- (3) 実質再エネ食べとくエコワンダフル
 - イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたしま す。

- (イ) 使用する最大電流 (交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたし ます。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (1) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計(この場合,10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満 であること

旧 新 ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況 れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況 等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と 等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と 認めたときは、(D)に該当し、かつ、(N)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット 認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット 以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者 以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者 は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さ (削除) は、本定義書を適用いたしません。 □∼ホ(省略) □∼ホ(省略)

2 実施期日

本定義書は、令和7年4月1日から実施いたします。

8 電灯需要

実質再エネCプランL

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- 型 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- 八 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、口に該当し、かつ、八の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に 満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

(2)~(5)(省略)

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

8 電灯需要

実質再エネCプランL

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除)

- 型約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること
- □ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、<u>イ</u>に該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

新旧対照表 電気契約種別定義書 食べとくエコプラン C-L(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日 本定義書は, <u>令和7年4月1日</u> から実施いたします。	2 実施期日 本定義書は、 <u>令和7年7月1日</u> から実施いたします。
7 電灯需要 食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	7 電灯需要 食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満 であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合 計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満 であること

旧 新 ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一 つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一 般送配電事業者が,技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは,口に 般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに 該当し、かつ、八の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても 該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても 適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物 適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物 に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま (削除)

(2)~(5)(省略)

適用いたしません。

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネ食べとくエコプラン C-L(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
1 適用 (1)~(2)(省略) (新規追加)	1 適用 (1)~(2)(省略) (3)本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま(供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書を適用いたしません。
2 実施期日 本定義書は、 <u>令和7年4月1日</u> から実施いたします。	2 実施期日 本定義書は、 <u>令和7年7月1日</u> から実施いたします。
9 電灯需要 実質再工ネ食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。	9 電灯需要 実質再工ネ食べとくエコプラン C-L (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除) <u>イ</u> 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満 であること <u>ロ</u> 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合 計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満 であること

旧 新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、口に該当し、かつ、八の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別の適用を終了した日以降1年に満たないお客さま (供給契約の解約後に、同一需要場所において再び供給契約を申し込む場合を含み、異なる需要場所において再び供給契約を申し込む場合を除きます。)については、本定義書は適用いたしません。

(2)~(5)(省略)

ただし、1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、1に該当し、かつ、0の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

(2)~(5)(省略)

IΒ 新 2 実施期日 2 実施期日 本定義書は、令和7年4月1日から実施いたします。 本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。 8 電力需要 8 電力需要 実質再エネ動力プランL 実質再エネ動力プランL (1) 適用範囲 (1) 適用範囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 動力を使用する需要で,次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イーお客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (削除) □ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること 八 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 □ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合, 1キロボルトアンペア アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量(この場合, 1キロボルトアンペア を1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること を 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一 つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一 般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、□に 般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに 該当し、かつ、八の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上である 該当し,かつ,□の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上である ものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土 ものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土 地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に (削除)

(2)~(5)(省略)

IΒ 新 2 実施期日 2 実施期日 本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。 本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。 9 電灯需要 9 電灯需要 エネワンSプラン エネワンSプラン (1) 適用範囲 (1) 適用範囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること (削除) イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満 □ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満 であること であること 八 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合 □ 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合 計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満 計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満 であること であること ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、か つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一 つ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状况等から当該一 般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、□に 般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに 該当し、かつ、八の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても 該当し、かつ、□の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても 適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物 適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物 に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に変更された日以降1年に (削除) 満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワン E プラン(東京電力エリア【低圧】) 令和7年7月1日実施

旧	新
附則	附則
現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下で本定義書を適用している場合の特別措置	現に契約容量 5 キロボルトアンペア以下で本定義書を適用している場合の特別措置
供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現こ契約容量5キロボルトアンペア以下で	供給契約が令和6年8月31日以前から継続し、かつ現に契約容量5キロボルトアンペア以下で
本定義書を適用している場合は、6(電灯需要)(1)□にかかわらず、特別措置として本定義書	本定義書を適用している場合は、6(電灯需要)(1) 【にかかわらず、特別措置として本定義書
を適用することがあります。この場合,6(電灯需要)(3)を適用して算定された値が 1.5 キロボル	を適用することがあります。この場合,6(電灯需要)(3)を適用して算定された値が 1.5 キロボル
トアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアとし、その基本料金は、契約容量が 1	トアンペアとなるときは、契約容量を 1.5 キロボルトアンペアとし、その基本料金は、契約容量が 1
キロボルトアンペアの場合の基本料金の 1.5 倍といたします。	キロボルトアンペアの場合の基本料金の 1.5 倍といたします。

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。

7 電灯需要

(1) エネワン Eプラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

IΒ

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (八) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

7 電灯需要

(1) エネワン Eプラン S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し, 夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (II) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

IΒ

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(二)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また,本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され た日以降1年に満たないお客さまについては,本定義書を適用いたしません。

□~ホ(省略)

(2) エネワン Eプラン L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器 の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロ ボルトアンペア以上であること
- (八) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力と の合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(2) エネワン E プラン L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器 の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロ ボルトアンペア以上であること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

Ш	新
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ	ただし,1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で,お客さまが希望さ
れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等	れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等
から当該一般送配電事業者が,技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認	から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認
めたときは, (II) に該当し,かつ, (\underline{C}) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以	めたときは, <u>(ロ)</u> に該当し,かつ, <u>(ハ</u> の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以
上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、	上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、
お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
また,本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され	(削除)
た日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。	
口~亦(省略)	□∼ホ(省略)

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。

7 電灯需要

粋なマドンナプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

旧

- イ お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- □ 別表 1(夜間蓄熱式機器)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)または別表 2(オプピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オプピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量(入力)またはオプピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること
- <u>八</u> 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として10キロボルトアンペア以下であること
- □ 1需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

7 電灯需要

粋なマドンナプラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (削除)

- ✓ 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量(入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上であること
- 型 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として10キロボルトアンペア以下であること
- 八 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること

IB	新
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ	ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ
れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等	れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等
から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認	から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認
めたときは, N に該当し,かつ, $=$ の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上	めたときは,口に該当し,かつ,八の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上
であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お	であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お
客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され	(削除)
た日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。	
(2)~(5)(省略)	(2)~(5)(省略)

IΒ

新

2 実施期日

本定義書は、令和6年9月1日から実施いたします。

7 電灯需要

(1) 粋なマドンナライフ S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (八) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

2 実施期日

本定義書は、令和7年7月1日から実施いたします。

7 電灯需要

(1) 粋なマドンナライフ S

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で,次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 別表 1 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) または別表 2 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し, 夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が1キロボルトアンペア以上であること
- (II) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力と の合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満 であること

IΒ

新

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(二)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更された日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。

□∼ホ(省略)

(2) 粋なマドンナライフ L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) お客さまが1年を通じて本定義書の適用を希望されること
- (II) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器 の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロ ボルトアンペア以上であること
- (八) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (二) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力と の合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(①)に該当し、かつ、(八)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(削除)

□~ホ(省略)

(2) 粋なマドンナライフ L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器 の総容量(入力)またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量(入力)が1キロ ボルトアンペア以上であること
- (II) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア 未満であること
- (八) 1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

IΒ	新
ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等	ただし、1 需要場所において電力需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等
から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ハ)に該当し、かつ、(こ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、	から当該一般送配電事業者が,技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは,(II)に該当し,かつ,(II)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合,当該一般送配電事業者は,
お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 また、本定義書に定める電気契約種別から他の電気契約種別に供給契約を変更され た日以降1年に満たないお客さまについては、本定義書を適用いたしません。	お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (削除)
□∼ホ(省略)	□∼木(省略)